事　務　連　絡
令和８年 10 月 29 日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局母子保健課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

令和８年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

この度、標題について、別添「令和８年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施について」（令和８年 10 月 21 日付けこ成母第 929 号、医政発 1021 第１号）のとおり、各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛てに周知が図られました。

つきましては、貴部局におかれましても、関係行政機関、関係団体等が連携し効果的な推進が図られるよう、管内の市区町村、関係機関及び各施設・事業所への周知について、格段の御配慮をお願いします。

SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま、乳幼児が死に至る原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なるものですが、SIDS の発症リスク低減及び睡眠中の窒息の予防に共通するポイントとしては、「医学的な理由で医師からうつ

ぶせ寝を勧められている場合以外は、こどもの顔が横を向いているだけでは不十分であり、顔が見える仰向けに寝かせ、何よりも一人にしないこと」が重要です。

SIDS や睡眠中の事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）でも示しており、かねてから注意喚起をしていますが、重大事故は後を絶ちません。

また、自治体における死亡事故の検証報告等から、一部の施設・事業所において、こどもの安全を最優先とする意識の徹底が不十分であったり、必ずしもガイドラインが現場まで行き渡っていない、あるいは行き渡っていても、各職員が内容を十分に認識していないと考えられる状況が依然として見受けられますので、このことも踏まえ、周知徹底していただくようお願いします。

なお、睡眠中の窒息事故防止のためには、１歳までは掛け布団を使用しないことが推奨されていますが、教育・保育施設等においては、ガイドライン１（１）①ア Point 窒息リスクの除去の方法のとおり、定期的にこどもの睡眠状態を点検すること等が適切に行われることを前提として、重い掛け布団を除き一律に掛け布団の使用を否定するものではありません。

【参考資料】

○　教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン　～施設・事業者向け～　（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/

○　赤ちゃんが安全に眠れるように～１歳未満の赤ちゃんを育てるみなさまへ～（こども家庭庁）
https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids

【問合せ先】

- **別添通知及び産後ケア事業に関すること**
 こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
 TEL：03-6862-0413

- **ガイドラインに関すること**
 こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
 TEL：03-6858-0183

- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること**
 こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
 TEL：03-6858-0058

- **認可外保育施設に関すること**
 こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
 TEL：03-6858-0133

- **乳児等通園支援事業に関すること**
 こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
 TEL：03-6858-0078

- **幼稚園、特別支援学校幼稚部及び認定こども園（幼稚園型）に関すること**
 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
 TEL：03-6734-2966